

環境影響評価書案

—芳村石産株式会社採掘区域拡張事業—

平成13年2月

芳村石産株式会社

1. 事業者の名称及び所在地

名 称：芳村石産株式会社

代表者：代表取締役 芳村 幸祐

所在地：東京都八王子市大楽寺町 2 - 1

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：芳村石産株式会社採掘区域拡張事業

種 類：土石の採取

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、既許可区域の約33.47ha に加えて新たに約22.62ha の拡張を行い、事業区域の総面積約56.09ha で採石事業を行うものである。

事業内容の概要は、表 3 - 1 に示すとおりである。

表 3 - 1 事業内容の概要

項 目		内 容
所 在 地		東京都八王子市美山町 388番地外
事業 区 域 面 積	既許可区域面積	約 334,678㎡
	拡張区域面積	約 226,232㎡
	合 計	約 560,910㎡
年間採取岩量		約 458,000 t / 年
採 取 期 間		20年間（平成14年～33年）
20年間の総採取岩量		約 9,160,000 t （約 4,771,000㎡）

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

事業計画の内容と事業区域及びその周辺の状況を考慮のうえ環境影響評価項目を選定し、対象事業の実施による環境に及ぼす影響について現況調査を実施して予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表4-1に示すとおりである。

表4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論







環境影響評価項目	評 価 の 結 論
大気汚染	<p>事業区域からの一般粉じん（降下ばいじん）の降下量の予測結果は2.77～3.47t/㎥/月であり、現況と同程度となる。さらに、発生源となる施設の一部を移設し、山入川沿いの敷地境界から距離を設ける等、一般粉じんによる影響を軽減するよう努める。</p> <p>道路沿道の大気質濃度の予測結果は、一酸化炭素については1時間値の日平均値が最高で0.6ppm、1時間値の8時間平均値が最高で0.9ppm、浮遊粒子状物質については1時間値が最高で0.092ng/㎥、1時間値の日平均値が最高で0.034ng/㎥、二酸化窒素については1時間値の日平均値が最高で0.022ppmと現況と同程度であり、環境基準値を下回る。ダンプトラックは、定期的に車両検査・整備を実施するとともに、車両の更新の際には最新の排出ガス規制に適合した車種を導入し、また、アイドリングストップの励行並びに不必要な空ぶかし等の不適切な走行を行わないよう指導を行う等、大気汚染物質の排出量を軽減するよう努める。</p>
騒音	<p>発破騒音レベルの予測結果は、最大で敷地境界において69dBであり（事業着手10年後）、「東京都公害防止条例」に基づく工場に係る昼間の規制基準値（50dB）を上回る。しかしながら、発破を行うのは1日に1回と少なく、また、発破騒音の継続時間は瞬間的なものである。</p> <p>工場騒音レベルの予測結果は、敷地境界でプラント移設前の事業着手3年後は47dB、プラント移設後の事業着手10年後は43dBであり、「東京都公害防止条例」に基づく工場に係る昼間の規制基準値（50dB）を下回る。</p> <p>道路交通騒音レベルの予測結果は、昼間72dB、夜間64dBであり、環境基準値（昼間60dB、夜間55dB）を上回るものの、予測時点の騒音レベルは現況の騒音レベルと同程度である。さらに、環境保全のための措置の実施により騒音レベルの低減に努める。</p>
振動	<p>発破振動レベルの予測結果は、敷地境界で最大49dBであり、「東京都公害防止条例」に基づく工場に係る昼間の規制基準値（60dB）を下回る。</p> <p>道路交通振動レベルの予測結果は、事業着手から20年後まで昼間35dB、夜間30dB未満であり、「振動規制法」に基づく特定工場等に係る規制基準値（昼間60dB、夜間55dB）を下回る。</p>
水質汚濁	<p>通常時における山入川のSS濃度の予測結果は、現況と同程度の<1～13mg/ℓであり、環境基準値（25mg/ℓ以下）を下回る。</p> <p>降雨時における山入川のSS濃度の予測結果は16mg/ℓであり、環境基準値（25mg/ℓ以下）を下回る。なお、本予測結果は現況の山入川のSS濃度より高いものの、対象とした降雨の発生頻度は年に3～4回程度であり、その発生頻度は少ない。</p>
地形・地質	<p>残壁法面及び埋立盛土法面は「採石技術指導基準」を遵守し、十分に法面の安定性を確保できる傾斜としている。また、幅の広い小段や安全地帯の設置及び小段等への植栽により斜面の安定を図るとともに、隣接する採石場との協調採掘の実施により残壁の形成をできる限り少なくすることから、斜面の安定性は確保される。</p>

表4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評 価 の 結 論
水文環境	<p>本事業の実施に伴う河川流域面積の変化は、山入川流域では最大 1.3%の増加、鹿の子沢流域では最大 6.0%減少する程度であり、河川の流域面積に大きな変化を及ぼすことはない。</p> <p>通常時については、河川流量は、本事業の実施による林地面積の減少に伴い山入川では鹿の子沢合流前で 2.4%、鹿の子沢合流後で 3.4%、鹿の子沢では 7.9%減少する程度であり、河川流量に著しい影響を及ぼすことはない。</p> <p>洪水時については、事業区域内に新たに沈砂池、調整池を設置し、事業区域から流出する雨水等は流量調整を行った後に許容放流量以下で放流するため、放流河川（山入川）の河川流量に著しい影響を及ぼすことはない。</p> <p>山入川沿いの地下水の主な涵養源となる林地面積の減少は 2～3%程度と少ないことから、地下水位の変化はほとんどない。</p>
植物・動物	<p>採掘区域の拡張により、調査地域の樹林地の 10.68haが消失する。一方、採掘が完了した採掘法面の小段等の5.81haにおいて、堆積確保しておいた表土を順次客土し、郷土種を植栽し新規植栽緑地とし、必要に応じて適宜、施肥、補植、水やり等の管理を行うことにより、長期的にはコナラ・クリ群落やアカマツ・ヤマツツジ群落等、周辺植生と調和した植生が回復するよう配慮することから、これらの群落の面積はほとんど変化せず、調査地域の樹林地の割合もほとんど変化しないと考える。</p> <p>また、周辺の緑地との連続性をもつまとまった残留緑地を確保するとともに、樹木の伐採や表土の除去を既許可区域に隣接する地域から段階的に行うことにより、急激な樹林の減少を避け、生息域の断片化や移動の阻害の影響が軽減されると考える。</p> <p>山入川及び鹿の子沢については、採掘による河床の改変はなく、また流量は現況と大きく変化しない。なお、鹿の子沢では現況においても上流部の大半の区間で流水がない。山入川については、水質を維持するため沈砂池及び調整池の浚渫を年3回程度行うこと、鹿の子沢については、ベンチカット工法により濁水の流入はないことから、生息（育）環境の状況は現況と大きく変化することはないと考える。</p> <p>以上から、調査地域の樹林地や水域等の構成は変化せず、樹林地を中心に草地、改変地等や小規模な河川等を含む多様な生息（育）環境は維持され、また、樹林の連続性も確保されることから、平地から山地に生息（育）する樹林性の種を中心に草地性、溪流性の種が加わって構成される調査地域の種の多様性は維持されると考える。</p> <p>注目される植物については、カンアオイ、イガホオズキ、マルバノホロシの生育地の一部及びフクシマシャジンの生育地が消失するため、これらについては残留緑地内に移植を行うことにより個体の保全を図る。注目される陸上動物及び水生生物の一部の種については、生息域が減少するが、周辺の緑地と連続した残留緑地に現況と同質の環境が維持され、新規植栽緑地は周辺植生と調和するような植生の回復を図ること等から、この地域の個体群は維持されると考える。</p>
景 観	<p>事業の実施により、新たな残壁法面が出現することとなるが、新規植栽緑地には郷土種を植栽し、周辺植生と調和するような植生の回復を図ることから、多摩の丘陵地らしさのある景観は維持され、地域景観の特性を大きく変化させることはないと考える。</p> <p>近景域では地形の改変及び残壁法面の出現により眺望の変化が考えられるが、新規植栽緑地には郷土種を植栽することにより周辺の山林との調和を図る。また、中景域では採掘によりスカイラインが変化するが、周辺の山林は維持されるため、山並みが連続する丘陵地としての景観は維持されると考える。</p>



凡例

- | | | | |
|---|-----------------|---|---------|
|  | : 事業区域 |  | : 他の採石場 |
|  | : 河川 | | |
|  | : 都道府県界 | | |
|  | : 行政区域界 | | |
|  | : 道路 (高速、主要地方道) | | |



Scale 1:50,000

0 500 1000 2000m



図5.2-1 事業区域の位置

凡例



拡張区域



既許可区域



Scale 1:7,500

0 75 150 300m



写真5.2-1

事業区域周辺の航空写真

